

仕 様 書

1 業務名

第 49 回衆議院議員総選挙及び第 25 回最高裁判所裁判官国民審査に係る投票所物品賃貸借

2 借受物品

	名 称	規格等	数 量	適 用
(1)	ブルーヒーター	灯油 18ℓ入りポリタンクと手動式給油ポンプを含む	38 台	最大火力で 10 時間以上燃焼可能なもの
(2)	ファンヒーター	灯油 18ℓ入りポリタンクと手動式給油ポンプを含む	10 台	最大火力で 10 時間以上燃焼可能なもの
(3)	電工ドラム	30m	48 台	ストーブ電源用
(4)	毛布		334 枚	
(5)	ポリタンク(予備)	灯油 18ℓ入り	3 個	

3 納入場所

別紙のとおり

4 搬入・搬出日

投票所への搬入 選挙期日の 2 日前（金曜日）

※ 第 32 投票区 新生児童会館は選挙期日の前日（土曜日）14：00

投票所から搬出 選挙期日の翌日（月曜日）

5 留意事項

- (1) 不良品、故障等が出た場合は速やかに代替品を納入すること。
については、投票日当日及び前日において、東区総務企画課と連絡が取れる体制としておくこと。
- (2) 各投票所への搬入及び搬出については、各学校及び会館と事前に協議を行い、物資の搬入口、搬入方法及び搬入保管場所等について明らかにしておくこと。また、事前に協議した内容については、協議後速やかに担当者まで報告すること。
- (3) 運搬経路については、契約締結後、別途協議することとする。また、協議後決定した経路等を変更する必要がある場合は、速やかに担当者まで連絡すること。
- (4) 用品等の運搬については、正確、安全かつ迅速に行うこと。
- (5) 作業中に、建物・器物等の破損、紛失、盗難及び人的負傷のないよう十分に注意すること。
- (6) 運搬に支障となる通行禁止道路または工事中の道路等については、事前に充分把握し、必要があればあらかじめ通行許可を受けるなど決められた時間に遅延することのないよう注意すること。
- (7) その他、詳細については、東区総務企画課の指示に従うこと。